

事業者の皆さまへ

インボイス

制度

令和5年10月から、 インボイス制度が開始されます!!

4月以降の登録申請でも制度開始時からの登録が可能です
※ 登録は任意です。

インボイス制度を知りたい



YouTube
動画で確認!!

● インボイス塾 (全4回)

第1回	インボイス制度概要編
第2回	インボイスの記載事項編
第3回	売手の留意事項編
第4回	買手の留意事項編

インボイス制度
特設サイト



インボイス塾

検索

インボイス制度を聞きたい

TEL **0120-205-553**

インボイス制度に関するお問合せ窓口を設置しています。

「インボイスコールセンター」 開設時間 平日9:00~17:00

インボイス制度を個別に相談したい

疑問

「私はどうしたらいいの...?」
「インボイス制度で何が変わるの...?」
「免税事業者だけど何か影響あるの...?」
「登録しなかったらどうなるの...?」

インボイス制度の色々な
疑問について、個別に相談
できます。

インボイス制度個別説明・相談会の日程は、次のとおりです。詳しくは裏面をご覧ください。

令和5年6月6日(火)・7月4日(火)

インボイス制度個別相談会開催日程

開催日	開催時間	定員	参加方法
6月6日 (火)	①10:00~11:00	各時間帯 3名	予約制 5/30(火)16時までにご予約をお願いします。 上尾税務署 個人課税第一部門 Tel 048-770-1804
	②11:00~12:00		
	③13:00~14:00		
7月4日 (火)	④14:00~15:00	個別に説明・相談を受け付けます。	予約制 6/27(火)16時までにご予約をお願いします。 上尾税務署 個人課税第一部門 Tel 048-770-1804
	⑤15:00~16:00		

開催場所・留意事項

北本市商工会 2階 会議室 (北本市宮内7-148)

- 会場の駐車場は限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。
- 会場への直接の問い合わせはご遠慮ください。(上記の連絡先へお願いします。)
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によっては、開催を中止する場合があります。

登録申請する必要あるの？

毎年、消費税の確定申告をしていますか？

はい

申告していません
(又は時々申告しています)

主な売上先は、どちらですか？

事業者

一般消費者

登録申請されている方が多いです

売上先(取引先)等と相談して、登録申請されています

説明・相談会に出席して検討されています

登録は任意で、登録後は、消費税の申告が必要となります。